

仕 様 書

- 1 件 名 令和 8 年度エコチル調査生体試料自動前処理システム保守業務
- 2 業務契約期間 令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
- 3 業務実施場所 国立研究開発法人国立環境研究所(以下「NIES」という。)において行うものとする。

4 目 的

環境省事業「子どもの健康と環境に関する全国調査」の研究の中心機関（以下「コアセンター」という。）を担う NIES では、その根幹となるばく露評価のために、参加者から採取した生体試料や環境試料の分析を進めている。コアセンターでは、高度分析法の開発や精度管理を行っており、生体試料、環境試料、精度管理試料を自動的に前処理する必要がある。本業務は、多数の試料を高速で前処理する装置を年間通じて正常に稼働させるため、本装置が故障した際の速やかな修理及び専門家による定期メンテナンスを行うものである。

5 業務内容

請負者は、以下の業務を実施することとする。なお、実施された業務の内容を NIES に報告するものとする。

5.1 対象機器

エコチル調査生体試料自動前処理システム

Hamilton 社分注装置 Microlab STAR (S/N AF11) 一式

5.2 即時保守

NIES の環境保健研究棟に設置された対象機器について、業務契約期間中、NIES 担当者から不具合、トラブル等の連絡を受けた際には、速やかに現場に出向いて事象を把握し、必要であれば修理・調整を行うこと。修理等に必要な補修用部品については本契約に含むものとする（ただし、通常消耗品は対象外とする）。また、本装置の通常の使用に関して発生した不具合については、修理・調整等を無償にて行うこと。

5.3 技術作業員

対象機器は高性能かつ精密な分注装置であるため、作業はメーカー直接若しくはメーカーから業務を委任されている者が行うこと。

5.4 消耗品 HEPA フィルター交換の実施

対象機器に付属する HAMILTON 製 SCAP 及び日本エアテック製 SS-MAC の HEPA

フィルターについて、業務契約期間中に 1 回、交換するものとする。

6 作業完了報告書の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

(1) 業務結果報告書 1 部

報告書の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

7 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。
(https://www.nies.go.jp/about/info-security/sec_policy.pdf)

- 1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- 2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- 3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- 4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- 5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。

また、速やかに是正処置を実施すること。

- 6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- 7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

8 検査

本業務終了後、10 日以内に NIES 担当者の立ち会いによる本仕様書に基づく検査を実施し、合格しなければならない。

9 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

10 その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。